

第10回在宅医療及び医療・ 介護連携に関するWG	資料
令和元年11月27日	1

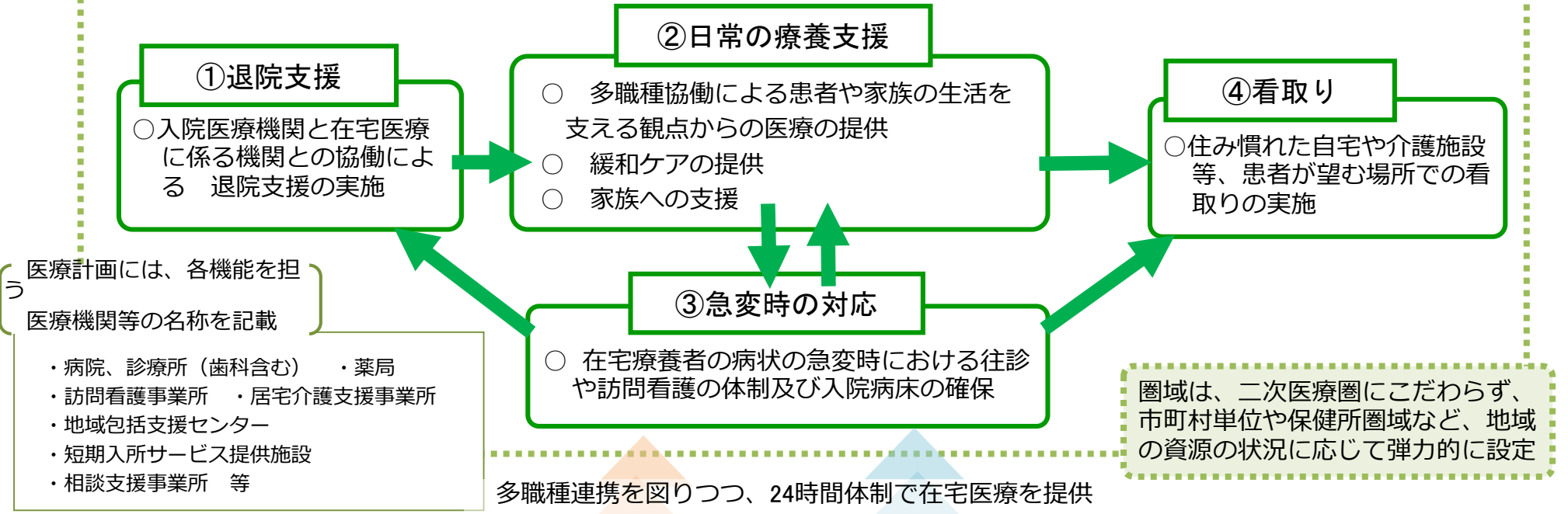
第7次医療計画における 在宅医療の中間見直しの方向性について(案)

在宅医療の体制について

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～

在宅医療の提供体制に求められる医療機能



在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
 - ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
 - ・他医療機関の支援
 - ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援
- ・在宅療養支援診療所
 - ・在宅療養支援病院 等

在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
 - ・地域の関係者による協議の場の開催
 - ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
 - ・関係機関の連携体制の構築 等
- ・医師会等関係団体
 - ・保健所
 - ・市町村 等

第7次医療計画における「在宅医療」の追加見直しのポイント

第4回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG	資料1 一部 改変
平成30年5月23日	

<見直しの趣旨>

在宅医療の提供体制を着実に整備するための、実効的な数値目標と施策の設定。



数値目標と施策

原則として記載いただくこと

- ① 地域医療構想において推計した将来必要となる訪問診療の需要に対応するための、**訪問診療を実施している診療所、病院数に関する具体的な数値目標と、その達成に向けた施策**

可能な限り記載いただくこと

- ② 在宅医療の提供体制に求められる医療機能を確保するための、**「退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」といった機能ごとの数値目標と、達成に向けた施策**
- ③ 多職種による取組を確保するための、**「訪問看護」、「訪問歯科診療」、「訪問薬剤管理指導」といった主要な職種について数値目標と、達成に向けた施策**

(目標設定すべき項目・指標のイメージ)

- 「退院支援」 ・ 退院支援ルールを設定している二次医療圏数
- 「急変時の対応」 ・ 在宅療養後方支援病院数、在宅療養支援病院数
- 「看取り」 ・ 在宅看取りを実施している診療所、病院数
- 「訪問看護」 ・ 24時間体制を取っている訪問看護ステーション数 ・ 機能強化型訪問看護ステーション数
- 「訪問歯科診療」 ・ 訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 ・ 在宅療養支援歯科診療所数
- 「訪問薬剤管理指導」 ・ 訪問薬剤指導を実施している事業所数

(再掲) 在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例

第4回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG
平成30年5月23日 資料1改

※下線は、第7次医療計画で新たに追加された指標

	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
ストラクチャー	● 退院支援担当者を配置している 診療所・病院数	● 訪問診療を実施している 診療所・病院数	● 往診を実施している 診療所・病院数	● 在宅看取り（ターミナルケア）を 実施している診療所・病院数
	● 退院支援を実施している 診療所・病院数	在宅療養支援診療所・病院数、医師数		
	● 介護支援連携指導を実施している 診療所・病院数	● 訪問看護事業所数、従事者数	在宅療養後方支援病院	ターミナルケアを実施している 訪問看護ステーション数
	● 退院時共同指導を実施している 診療所・病院数	● 小児の訪問看護を実施している 訪問看護事業所数	● 24時間体制を取っている 訪問看護ステーション数、 従事者数	
	● 退院後訪問指導を実施している 診療所・病院数	● 歯科訪問診療を 実施している診療所・病院数		
		在宅療養支援歯科診療所数		
		● 訪問薬剤指導を 実施する薬局・診療所・病院数		
プロセス	● 退院支援（退院調整）を 受けた患者数	● 訪問診療を 受けた患者数	● 往診を受けた患者数	● 在宅ターミナルケアを 受けた患者数
	● 介護支援連携指導を 受けた患者数	● 訪問歯科診療を 受けた患者数		● 看取り数 (死亡診断のみの場合を含む)
	● 退院時共同指導を受けた患者数	● 訪問看護利用者数		在宅死亡者数
	● 退院後訪問指導料を 受けた患者数	● 訪問薬剤管理指導を 受けた者の数		
		● 小児の訪問看護利用者数		
アウト				

- 原則、設定することとしていた「訪問診療を実施する診療所・病院数に関する数値目標」を設定していないのは8府県であった。これら府県において、訪問診療の実施件数を目標とした県もみられた。
- 退院支援ルールの策定状況について、全ての在宅医療圏域で設定している都道府県は、15都道府県であった。
- 在宅医療に関する議論を地域医療構想調整会議で行っているのは38都道府県であった。また、在宅医療圏域を地域医療構想区域と同一に設定しているのは37都道府県であった。
- 医療計画における在宅医療の4つの医療機能に関する目標設定の状況について、全ての都道府県が「日常の療養支援」に関する目標設定を行っていた一方、その他の機能については、設定状況に差が見られた。
- 在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例以外の目標設定を行ったのは30都道府県であった。

- 数値目標の設定について
 - ・ 第7次医療計画の中間見直しにおいて、既存の指標例の中で「訪問診療を実施する診療所・病院数」以外に原則として数値目標を設定すべき指標はあるか。
- 新たな指標の追加設定について
 - ・ 多くの都道府県において、指標例以外の目標項目が用いられているが、指標例に追加すべき指標はあるか。
- 在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会における議論の整理について、第7次中間見直しにどこまで反映させるべきか。
- 今後の在宅医療のあり方について、第8次医療計画を念頭に検討してはどうか。

前回までのWG等における主な意見

(WGにおける主な意見)

- 在宅歯科について、退院支援というところの項目や歯科衛生士がどの程度、活動しているかという指標があってもいいのではないか。
- 小児などの高齢者以外を対象とした在宅医療の提供体制の整備についても考慮することが必要ではないか。
- 訪問看護についても、実施目標を設定して頂きたい。
- 要介護等になっても最後まで元気で生きがいを持って生きるというのが重要なアウトカム指標であり、今後、検討が必要ではないか。

(医療計画の見直し等に関する検討会（10/28）における主な意見)

- 医療的ケア児については周産期・小児・福祉等多面的に支える必要がある。まずは都道府県で医療的ケア児数を把握した上で体制整備を行えるようにすべき。

在宅医療提供体制に係る中間見直しの方向性（案）

見直しの方向性

- 在宅歯科医療の体制構築を進めるための指標を指標例に追加する。
- 小児在宅医療の提供体制の把握については、障害福祉計画等と整合的となるよう、他の検討会等の動向も踏まえながら、「医療計画の見直し等に関する検討会」で検討を行う。
- 以下については、第8次医療計画に向けて、引き続き検討を行う。
 - ・原則として具体的な数値目標を記載する項目への訪問看護等に係る項目の追加
 - ・在宅医療の提供体制を評価するアウトカム指標の検討

具体的な内容

- 上記の方向性を踏まえ、「在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例」に以下を追加
 - ・「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」からの報告を踏まえ、在宅歯科医療の提供体制の構築を進めるための指標

在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例の見直し（案）

○在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例について、見直しの方向性（案）を踏まえ、以下の指標を追加してはどうか。

（考え方）

- ・在宅歯科医療における医療機関間，多職種連携体制を評価
- ・歯科衛生士による医療提供体制を評価

	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
ストラクチャー	-		在宅歯科診療に関する連携拠点数	-
			訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数	
			在宅で活躍する栄養サポートチーム（NST）と連携する歯科医療機関数	
プロセス	-		歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数	-
			訪問口腔衛生指導を受けた患者数	
アウトカム	-	-	-	-

在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例の見直し（案）

※下線は、第7次医療計画で新たに追加された指標

	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
ストラクチャー	退院支援担当者を配置している 診療所・病院数	● 訪問診療を実施している 診療所・病院数	● 往診を実施している 診療所・病院数	● 在宅看取り（ターミナルケア）を 実施している診療所・病院数
	● 退院支援を実施している 診療所・病院数	在宅療養支援診療所・病院数、医師数		
	介護支援連携指導を実施している 診療所・病院数	● 訪問看護事業所数、従事者数	在宅療養後方支援病院	ターミナルケアを実施している 訪問看護ステーション数
	退院時共同指導を実施している 診療所・病院数	小児の訪問看護を実施している 訪問看護事業所数	● 24時間体制を取っている 訪問看護ステーション数、 従事者数	
		歯科訪問診療を 実施している診療所・病院数		
		在宅療養支援歯科診療所数		
		在宅歯科診療に関する連携拠点数		
		訪問口腔衛生指導を 実施している診療所・病院数 在宅で活躍する栄養サポートチーム (NST)と連携する歯科医療機関数		
	訪問薬剤指導を 実施する薬局・診療所・病院数			
プロセス	退院支援（退院調整）を 受けた患者数	● 訪問診療を 受けた患者数	往診を受けた患者数	● 在宅ターミナルケアを 受けた患者数
	介護支援連携指導を 受けた患者数	訪問歯科診療を 受けた患者数		● 看取り数 (死亡診断のみの場合を含む)
		歯科衛生士を帯同した 訪問歯科診療を受けた患者数		
		訪問口腔衛生指導を 受けた患者数		
	退院時共同指導を受けた患者数	● 訪問看護利用者数		在宅死亡者数
	退院後訪問指導料を 受けた患者数	訪問薬剤管理指導を 受けた者の数		
		小児の訪問看護利用者数		

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」・別表11（平成29年3月31日医政局地域医療計画課長通知）より

(参考資料)

「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」について

第9回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG	資料 2
令和元年9月6日	

（目的）

医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。

本検討会は、医療計画における歯科保健医療に関する課題を含む在宅歯科医療の提供体制の評価のあり方等について具体的に検討する。

（検討課題）

- (1) 医療計画(在宅医療)のうち、歯科医療に関する事
- (2) 第7次医療計画の中間見直しにむけた在宅歯科医療に関する評価指標の検討に関する事
- (3) その他

（構成）

(○:座長、敬称略・五十音順)

氏名	所属	役職
岩佐 康行	医療法人原土井病院	歯科部長
奥田 章子	岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課	在宅医療福祉推進監
小玉 剛	公益社団法人 日本歯科医師会	常務理事
長瀬 好和	公益社団法人 岐阜県歯科医師会	専務理事
○ 古屋 純一	東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 地域・福祉口腔機能管理学分野	教授
渡部 芳彦	東北福祉大学 総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科	教授

はじめに

- 口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔の健康と全身の健康との関係について指摘されており、在宅歯科医療についても、在宅医療を提供する医療機関等との連携を更に推進していくことが求められている。
- 平成30年4月から開始された第7次医療計画の策定にあたっては、課長通知により、訪問歯科診療に係る数値目標の例も示されたが、すべての都道府県において数値目標を設定しているわけではない。
- 本検討会においては、こうした点を踏まえ、在宅歯科医療の充実のため、現状の課題等について議論するとともに、第7次医療計画の中間見直しに向けて、必要な数値目標のあり方等について具体的に検討を行った。

在宅歯科医療に関する現状と課題

- 在宅歯科医療に関して、**医科歯科連携の推進、歯科医療と介護との連携の推進及び歯科医療機関間（歯科診療所間、病院歯科と歯科診療所）における連携の強化**が課題である。
- **入院により歯科治療や口腔管理が中断し、その間に口腔内の状況の悪化や口腔機能の低下が進行**することが多く、退院後に「痛くて食べられない」等の訴えがでて初めて、家族やかかりつけ医からかかりつけ歯科医に連絡が入り、治療を再開するケースが多い。
- **要支援・要介護高齢者の口腔内の状況は良好とはいえない**ことが多く、潜在的な歯科医療や口腔ケア等のニーズがあると考えられるが、**患者からの訴えがない場合はそのニーズを把握することが難しい**ため、介護支援専門員等も含めた**要支援・要介護高齢者に関わる他職種との連携が必要**である。
- **在宅歯科医療に関する連携機能を有する地域の拠点**（以下「在宅歯科医療連携室等」という。）の**整備や地域のコーディネーター機能を持つ人材の育成**は、患者と医療機関をつなぐ観点のみならず、地域の在宅歯科医療に関する連携体制を構築する観点からも必要である。

第7次医療計画中間見直しに向けた在宅歯科医療に関する指標例の論点

○第7次医療計画の中間見直しに向けて、在宅医療の提供体制に係る計画における在宅歯科医療に関する数値目標の指標例として、「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」において議論された以下の項目を検討してはどうか。

第9回在宅医療及び医療・
介護連携に関するWG
令和元年9月6日

資料
2

第7次医療計画の中間見直しに向けて今後検討が必要な事項

- 地域ごとの特性を活かし、地域の実情を反映した指標を各都道府県で柔軟に考えることが重要である。
- データ収集が比較的容易な指標例及び指標の考え方を示す必要がある。
- 本検討会において、在宅歯科医療に関する数値目標の指標例の考え方について、次のとおり整理する。
 - ① 現在、指標例として示されている「歯科訪問診療を実施している診療所・病院数」「在宅療養支援歯科診療所数」「訪問歯科診療を受けた患者数」については、在宅歯科医療の提供状況を表す指標として適切であると考えられるが、**「在宅療養支援歯科診療所数」**は「歯科訪問診療を実施している診療所・病院数」よりも**在宅歯科医療に関する機能が強化されている診療所数**であることを考慮するべきである。
 - ② 地域包括ケアシステムの中で在宅歯科医療をより推進するために、在宅歯科医療に従事している歯科衛生士の状況を把握することも重要であると考えられる。
 - ②-1 歯科衛生士が帯同した場合の歯科訪問診療の状況を把握する評価指標として、**「歯科訪問診療料」の「歯科訪問診療補助加算」の算定状況**が考えられるのではないか。
 - ②-2 誤嚥性肺炎の予防等の観点から、口腔衛生管理の提供状況に関する指標例として**「訪問口腔衛生指導を提供した医療機関数」**又は**「訪問口腔衛生指導を受けた患者数」**を検討してもよいのではないか。ただし、**「訪問口腔衛生指導を受けた患者数」**を診療報酬の訪問歯科衛生指導料の算定件数で評価する場合は、介護保険との給付調整に留意する必要がある。
 - ③ 既存の調査では把握できないものの、都道府県において比較的把握しやすいと思われる**在宅歯科医療の提供体制に関するストラクチャー指標**としては、**「在宅歯科医療に関する連携拠点数」**が考えられるのではないか。ただし、連携拠点において実施されている事業内容については様々であると推測されることから、さらなる整理が必要である。
 - ④ その他、NDB等からデータが得られる**「歯科疾患在宅療養管理料（「NST等連携加算」も含む。）**、**「NST加算」の「歯科医師連携加算」**、**「診療情報提供料」**等の診療報酬項目の算定状況については、算定要件も含め、その解釈に留意が必要であるが、データ収集が比較的容易であることから、都道府県の状況に応じて指標のひとつとして考え得ると思われる。

「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」における議論について

「在宅歯科医療の提供体制の充実に向けた議論の整理」から

第9回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG
令和元年9月6日

資料
1

○本検討会においては、第7次医療計画の中間見直しに向けて、在宅医療の提供体制に係る計画における在宅歯科医療に関する目標設定を進めるために必要な数値目標の指標例が検討され、新たに追加する項目として、赤字の項目が提示された。

	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
ストラクチャー	-	歯科訪問診療を実施している診療所・病院数		-
		在宅療養支援歯科診療所数		
		在宅歯科診療に関する連携拠点数		
	訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数			
		在宅で活躍する栄養サポートチーム(NST)と連携する歯科医療機関数		
プロセス	-	訪問歯科診療を受けた患者数		-
		歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数	-	
		訪問口腔衛生指導を受けた患者数		
アウトカム	-	-	-	-